令和６年度鴻巣市手話通訳者養成講習会（手話通訳Ⅰ課程）募集要項

１　目　的

　　聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを保障するとともに社会参加を支援するために必要な手話通訳者を養成し、障がい者福祉の充実を図ることを目的とします。

２　日　程（予定）

令和６年４月１１日～令和６年１２月１９日の毎週木曜日

実技講習３２回　講義講習４回（全３６回）

３　時　間

９時４５分～１１時４５分（予定）

４　場　所

鴻巣市総合福祉センター

電話　０４８－５９７－２１００

FAX　 ０４８－５９７－２１０２

５　対象者

次の全てに該当する者。

　　 ①市内に住所を有する者又は市内に存する事務所又は事業所に勤務する者若しくは市内に存する学校に在学する者であって、手話通訳活動に意欲と関心のあるもの。

②手話通訳者を目指す健聴者であって、受講する年度に18歳に達している者又は達する者。

③基礎課程手話講習会修了者又は同程度の技能を有する者であって、聴覚障害者福祉に関する活動に1年以上携わっているもの又は携わっていたもの。

６　定　員

３０人（定員を超えたときは、手話技能審査による選考があります。）

７　受講料

５，０６０円（教材費）※講習会初日に集金します。

　　　・『手話通訳者養成のための講義テキスト』　　１，９８０円（税込）

　　　・『手話通訳Ⅰ　ホップ　ステップ　ジャンプ』３，０８０円（税込）

８　申込方法

令和６年３月８日（金）までに、指定の申込書（様式第２号）に必要事項を記入の上、障がい福祉課、吹上支所福祉グループ又は川里支所福祉グループに持参又は同課へ郵送（必着）して下さい。

９　修了証の交付

講習会の７割以上（実技講習２３回以上、講義講習３回以上）出席した方に修了証

を交付します。ただし、遅刻や早退は３回で欠席１回とみなします。また、講義講習はレポートを提出しなければ出席扱いとしません。

１０ その他

・受講申込書に記載した個人情報を、講習会の運営上必要な範囲内で、手話通訳者養成

講習会の関係者に情報提供します。

・市の手話奉仕員養成講習会（入門・基礎課程）を受講していない方に対しては、手話技能等確認のため面接を行います。審査終了後は、速やかに受講の可否を電話にて連絡いたします。

・受講決定後は、受講のキャンセルはできませんので、受講料は集金させていただきます。